

●東京都告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

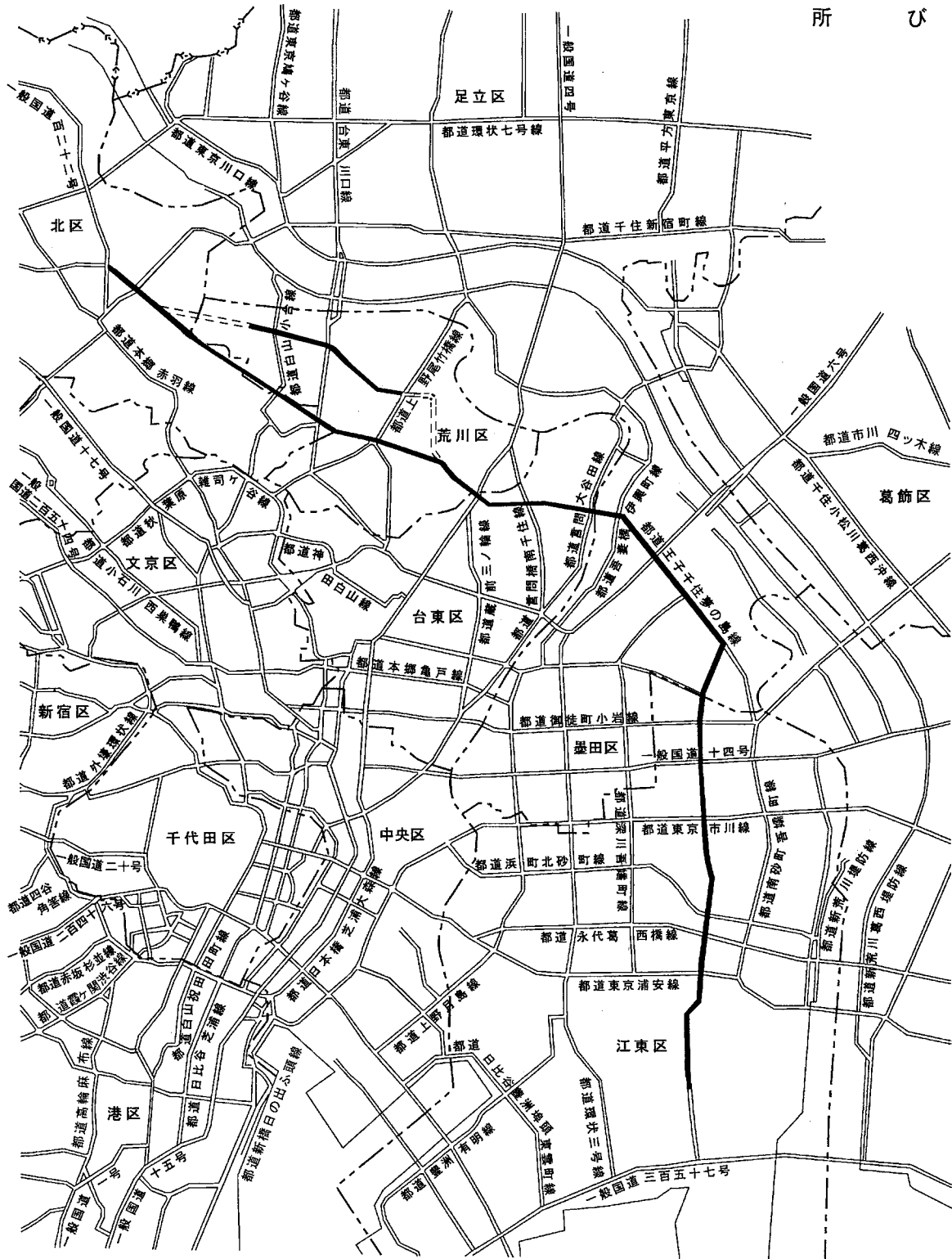
東京都知事 外 添 要 一

路線名	王子千住夢の島		敷地の幅員	延長	決定の 期日
区間	北区王子二丁目	江東区夢の島一丁目	二一・八一メートル	一七、五七九メートル	平成二 十八年 四月一 日

別図

都道王子千住夢の島線区域決定略図

- 一般国道及び
- 主な都道
- 区域決定箇所
- - - 計画線



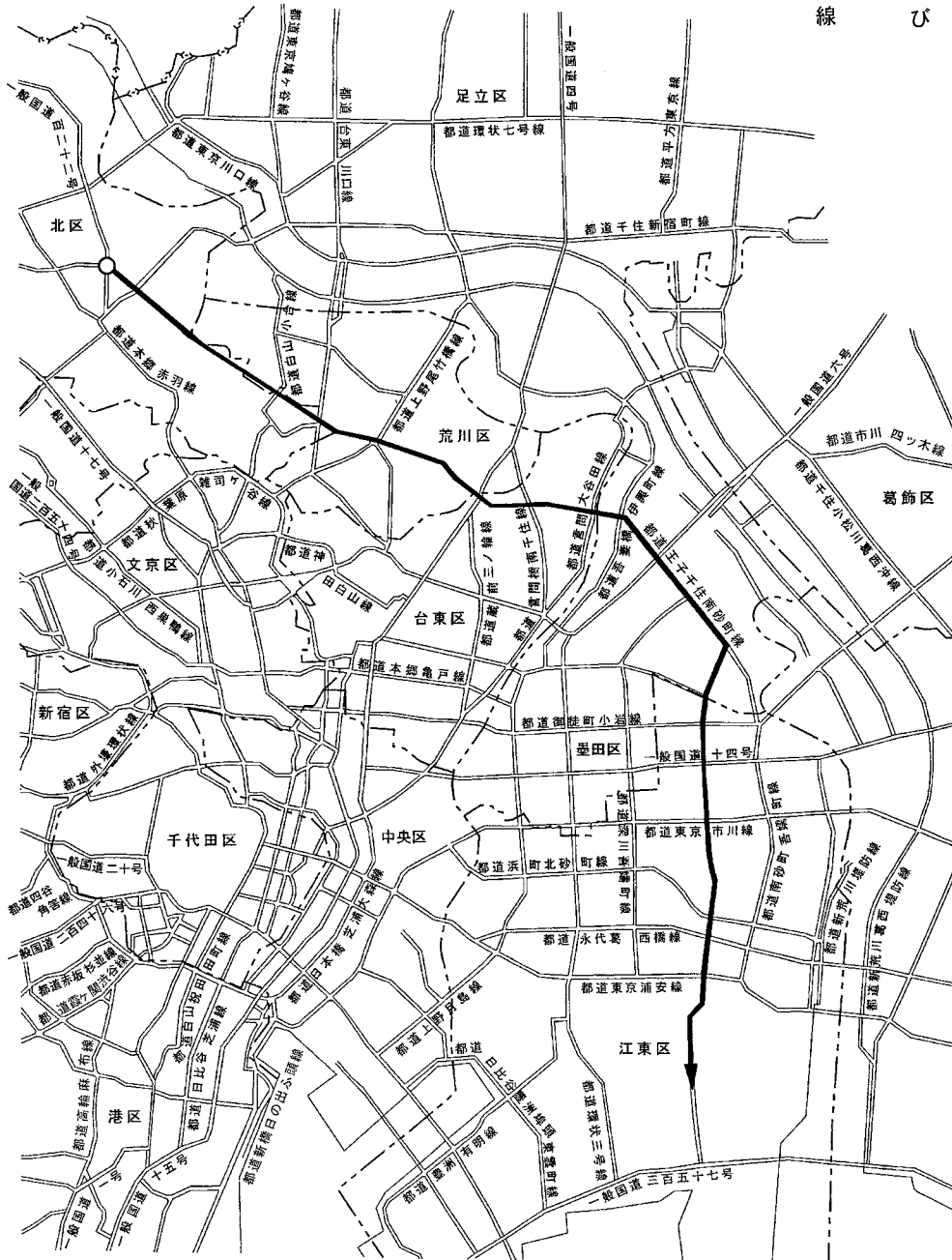
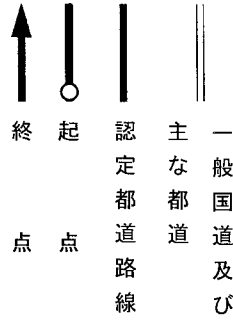
別図

都道王子千住南砂町線の廃止略図

●東京都告示第五百五十七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八十九条第一  
 項の規定により、都道の路線を次のように廃止する。  
 その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供  
 する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 外 添 要 一

二 路線名 王子千住南砂町  
 三 起点 北区王子二丁目  
 四 終点 江東区新砂一丁目  
 五 廃止の概要 別図のとおり  
 五 廃止の期日 平成二十八年四月一日



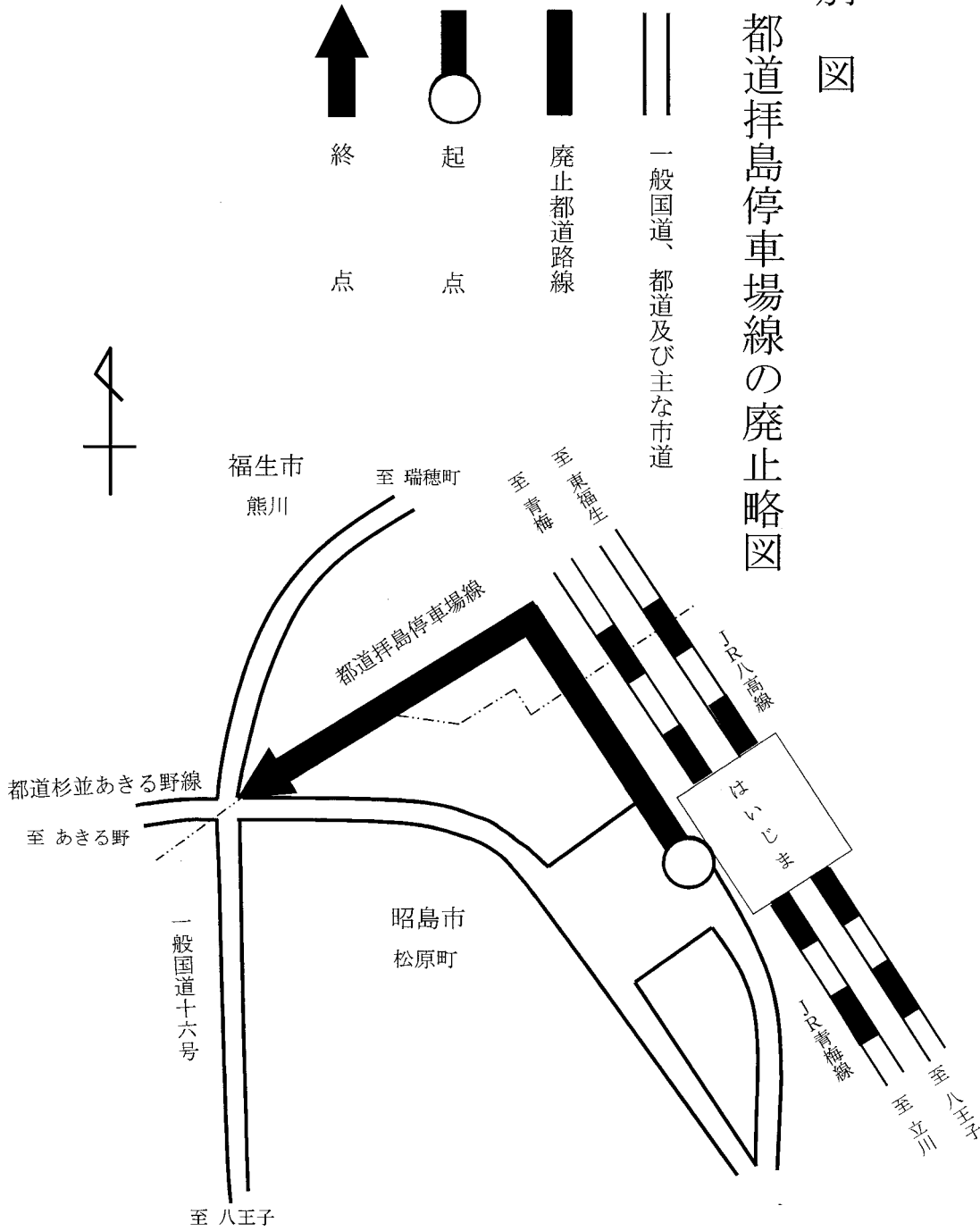
別図

都道拝島停車場線の廃止略図

●東京都告示第五百五十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、都道の路線を次のように廃止する。  
 その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 整理番号 一六四

二	路線名	拝島停車場
三	起点	拝島駅
四	終点	一般国道十六号交点
五	廃止の概要	別図表示のとおり
	廃止の期日	平成二十八年四月一日



●東京都告示第五百五十九号  
 東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)  
 第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及

び面積を次のとおり変更する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 公園名 東京都知事 外 添 要 一  
 変更内容 変更年月日

東京都立玉川上水緑道 別図のとおり

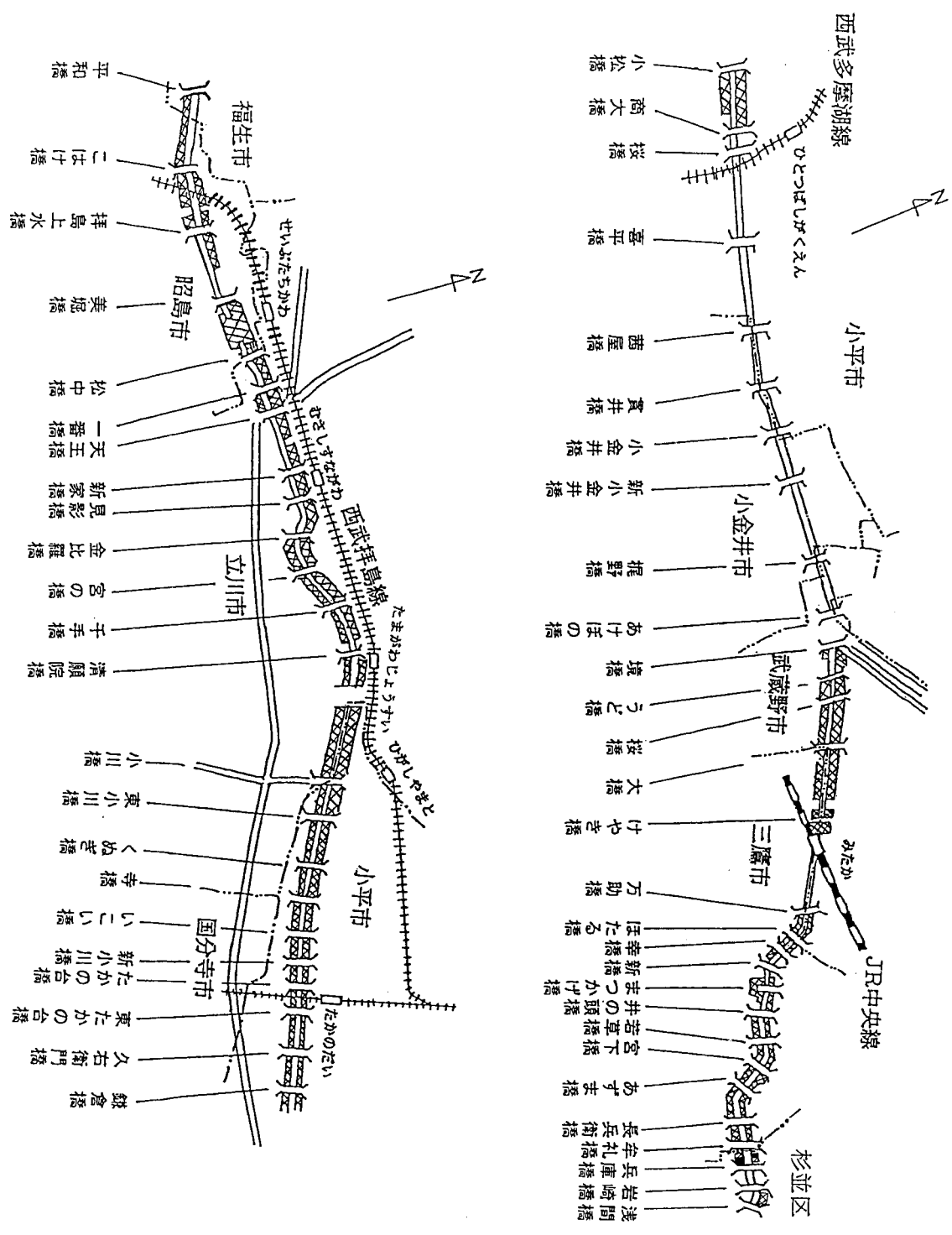
平成二十八年四月一日

別図

東京都立玉川上水緑道 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山一丁目及び久我山三丁目

変更前の区域 面積 一三三、二八六・二六 平方メートル  
 追加区域 面積 一、八二四・七〇 平方メートル  
 変更後の面積 一三五、一一〇・八六 平方メートル



●東京都告示第五百六十号

平成二十六年東京都告示第四百三十号(行旅死亡人等に対する火葬料等の減額料金)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

「五千二百円」を「五千三百円」に改める。

●東京都告示第五百六十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

種類 名称 中止する施設 規模 所在地 中止年月日

木材 十五号 野積場 二五八、一二五 江東区 平成二  
用荷 地木材 平方メートルの 若洲一 十八年  
役 用荷役 うち三、六八〇 丁目五 四月一  
設 施設 平方メートル 番 日

●東京都告示第五百六十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

種類 名称 変更前 変更後 所在地 変更年月日

規 模

港湾 青海ふ 四六八、 四六九、 江東区青海 平成二  
施設 頭地区 九〇二、 〇〇二、 二丁目、同 十八年  
用地 港湾施 七二平方 七二平方 区青海三丁 四月一  
設用地 メートル メートル 目及び同区 日  
青海四丁目

●東京都告示第五百六十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

種類 名称 変更前 変更後 所在地 変更年月日

港湾 大井ふ 三四五、 三四四、 大田区東海 平成二  
施設 頭その 八一三、 五五〇、 四丁目、同 十八年  
用地 一地区 三五平方 八七平方 区東海五丁 四月一  
設用地 港湾施 メートル メートル 目、同区東  
海六丁目、  
品川区八潮  
一丁目及び  
同区八潮二  
丁目

同右 大井ふ 二九三、 二九一、 大田区城南 同右  
頭その 二一九、 〇五九、 島一丁目、  
二地区 九八平方 二八平方 同区城南島  
港湾施 メートル メートル 二丁目、同  
区城南島三  
丁目、同区  
城南島四丁  
目、同区城  
南島五丁目、  
同区城南島  
六丁目及び  
同区城南島

同右 中央防 二六三、 二六二、 江東区青海 同右  
波堤内 二六二、 七四九、 三丁目地先  
側地区 一〇平方 六〇平方 中央防波堤  
港湾施 メートル メートル 内側  
設用地

同右 中央防 二二四、 二三二、 江東区青海 同右  
波堤外 九〇六、 一九九、 三丁目地先  
側地区 〇九平方 一一平方  
港湾施 メートル メートル  
設用地

●東京都告示第五百六十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

種類 名称 変更前 変更後 所在地 変更年月日

物揚 朝潮 延長三八五、 延長六〇、 中央区 平成二  
場 頭 〇メートル水 〇メートル 晴海五 十八年  
物揚 深A、P、(-) 水深A、P、 丁目 四月一  
場 五、〇メートル (-)五、〇メ  
ートル

●東京都告示第五百六十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年三月三十一日

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
港灣施設用地	晴海ふ頭地区 港灣施設用地	一〇六・六六四・四二平方メートル	六二・五九四・九一平方メートル	中央区晴海四丁目及び同区晴海五丁目	平成二十八年四月一日
同右	朝潮ふ頭地区 港灣施設用地	三三・一〇・九五平方メートル	九・四五九・六八三平方メートル	中央区晴海三丁目及び同区晴海五丁目	同右

●東京都告示第五百六十六号  
 東京都港灣管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港灣施設の規模を次のとおり変更する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
客船ターミナル施設	晴海客船ターミナル	敷地面積 二九・三二九・三五四・〇〇平方メートル	敷地面積 二九・二二九・二五五・四一〇平方メートル	中央区晴海五丁目七番一號	平成二十八年四月一日

●東京都告示第五百六十七号  
 東京都港灣管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港灣施設の供用を中止する。  
 平成二十八年三月三十一日

種類	名称	規模	所在地	中止年月日
物揚場	朝潮ふ頭物揚場	六〇・〇〇メートル	中央区晴海五丁目	平成二十八年四月一日

●東京都告示第五百六十八号  
 東京都港灣管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港灣施設を設置し、供用を開始する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
港灣労働者用厚生施設	城南島ボートグラウンド	四、四六一・五三平方メートル	大田区城南島二丁目二十五番	平成二十八年四月一日

●東京都告示第五百六十九号  
 東京都港灣管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港灣施設を設置し、供用を開始する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 外 添 要 一

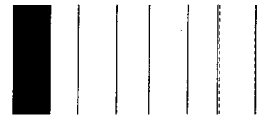
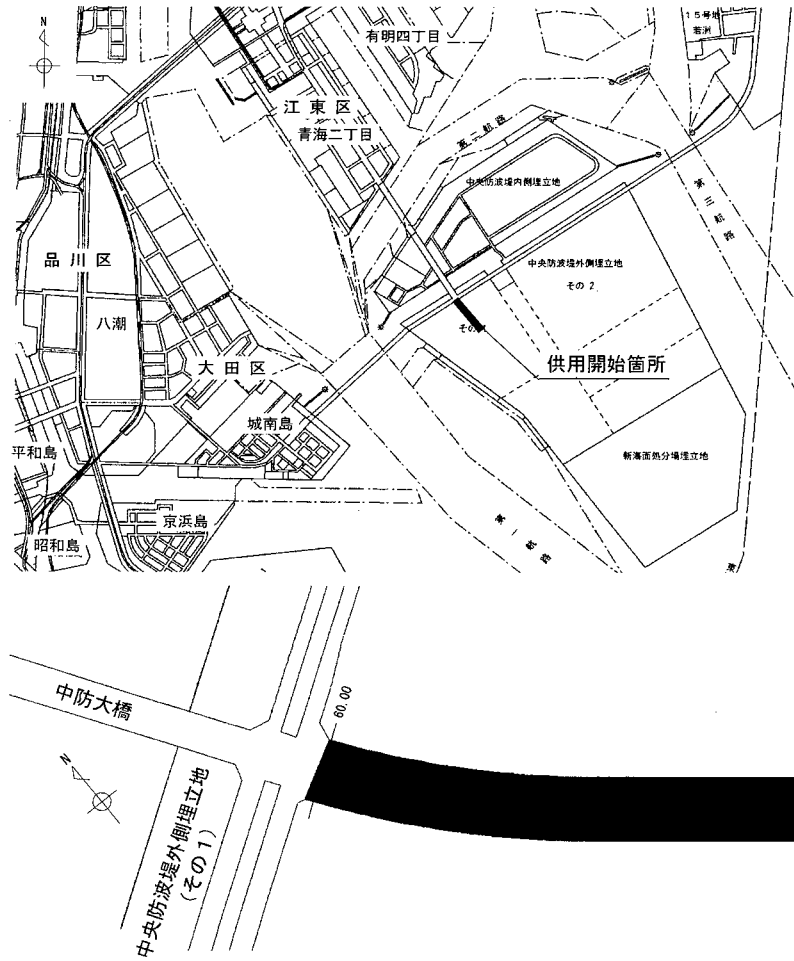
種類	名称	区間	延長	面積	開始年月日	備考
臨港道路	中防外一区線	江東区青三丁目	五八〇・一〇メートル	三四・八〇六・一三平方メートル	平成二十八年四月一日	別図のとおり

地先

別図

中防外一号線道路供用開始略図

中央防波堤外側埋立地内



供用開始区域

延長 五八〇・一〇メートル  
 面積 三四、八〇六・一三平方メートル

●東京都告示第五百七十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成二十七年東京都告示第十二百号で供用を中止した港湾施設について、次のとおり供用を再開する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	級別	規 模	所在地	再開年
野積	品川ふ	一級	一三、六五四・四	港区港	平成二
場	頭I野		平方メートルのう	南五丁	十八年
積場			ち三、〇〇八・四	目十一	四月一
			平方メートル	番	日

●東京都告示第五百七十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の三第一項の規定により、東京港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区において、放置等を禁止する区域を次のとおり変更したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

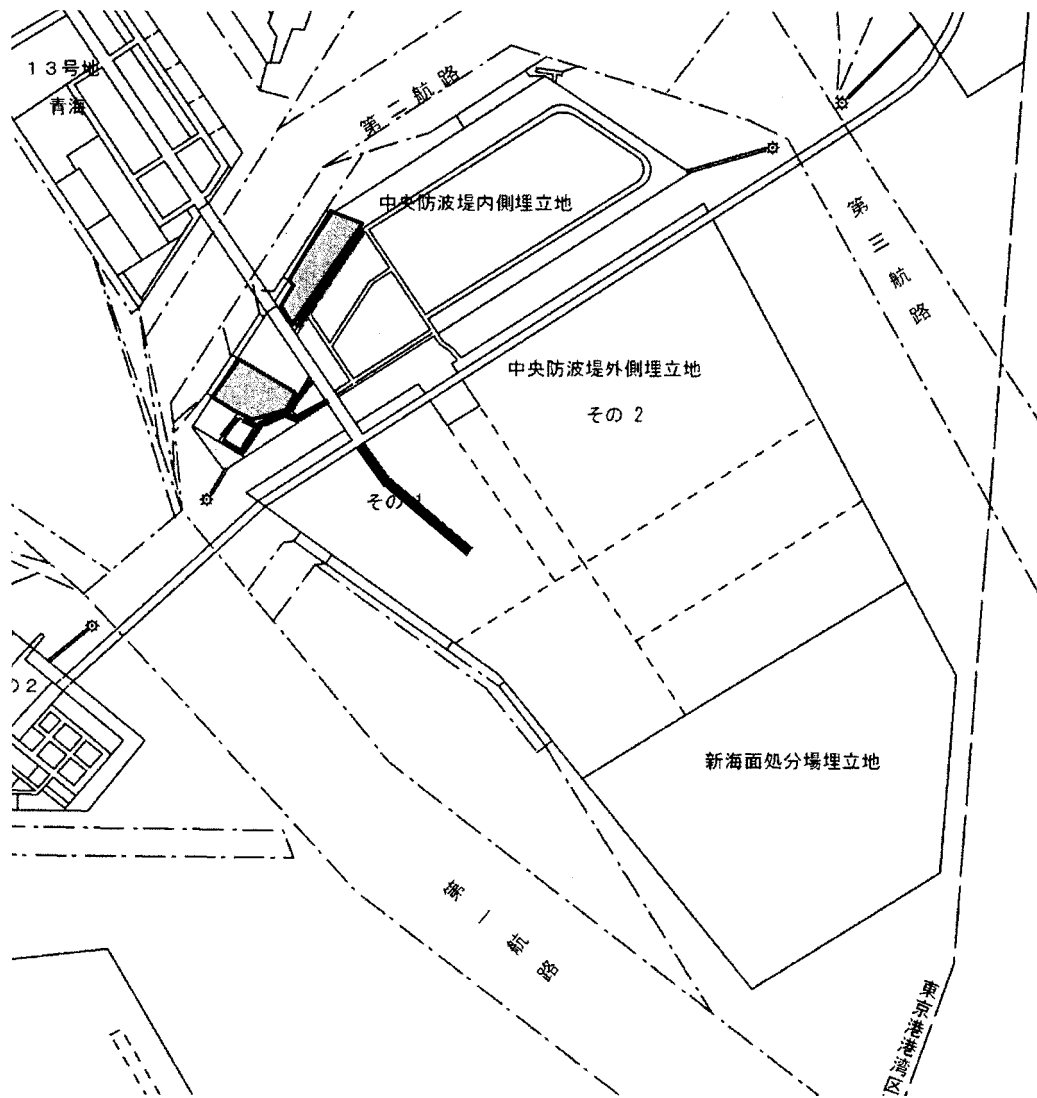
附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。



拡大図 ⑥ (東京都江東区青海三丁目地先 周辺)

変更後



●東京都告示第五百七十二号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号) 第四条第二項の規定に基づき、東京都立海上公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 東京都立晴海ふ頭公園

(一) 区域 別図一のとおり

(二) 面積 変更前 二五、五一〇・四四平方メートル

変更後 二四、五一三・二七平方メートル

(三) 変更年月日 平成二十八年四月一日

二 東京都立青海南ふ頭公園

(一) 区域 別図二のとおり

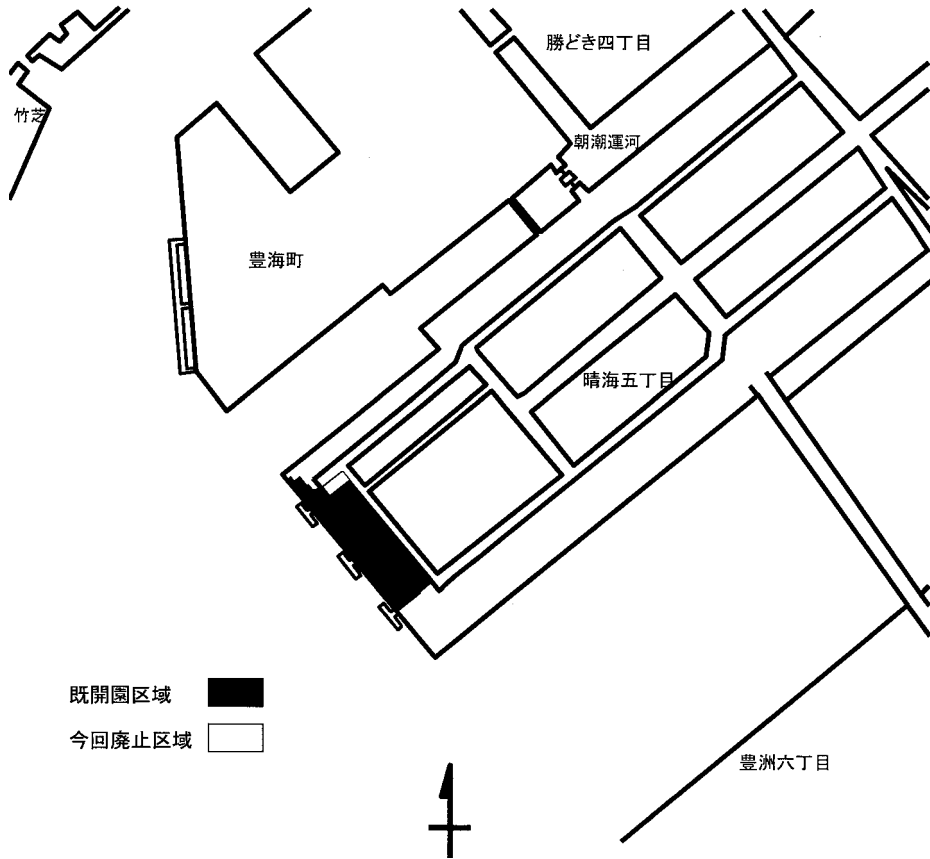
(二) 面積 変更前 四五、四〇四・〇〇平方メートル

変更後 四五、三〇四・〇〇平方メートル

(三) 変更年月日 平成二十八年四月一日

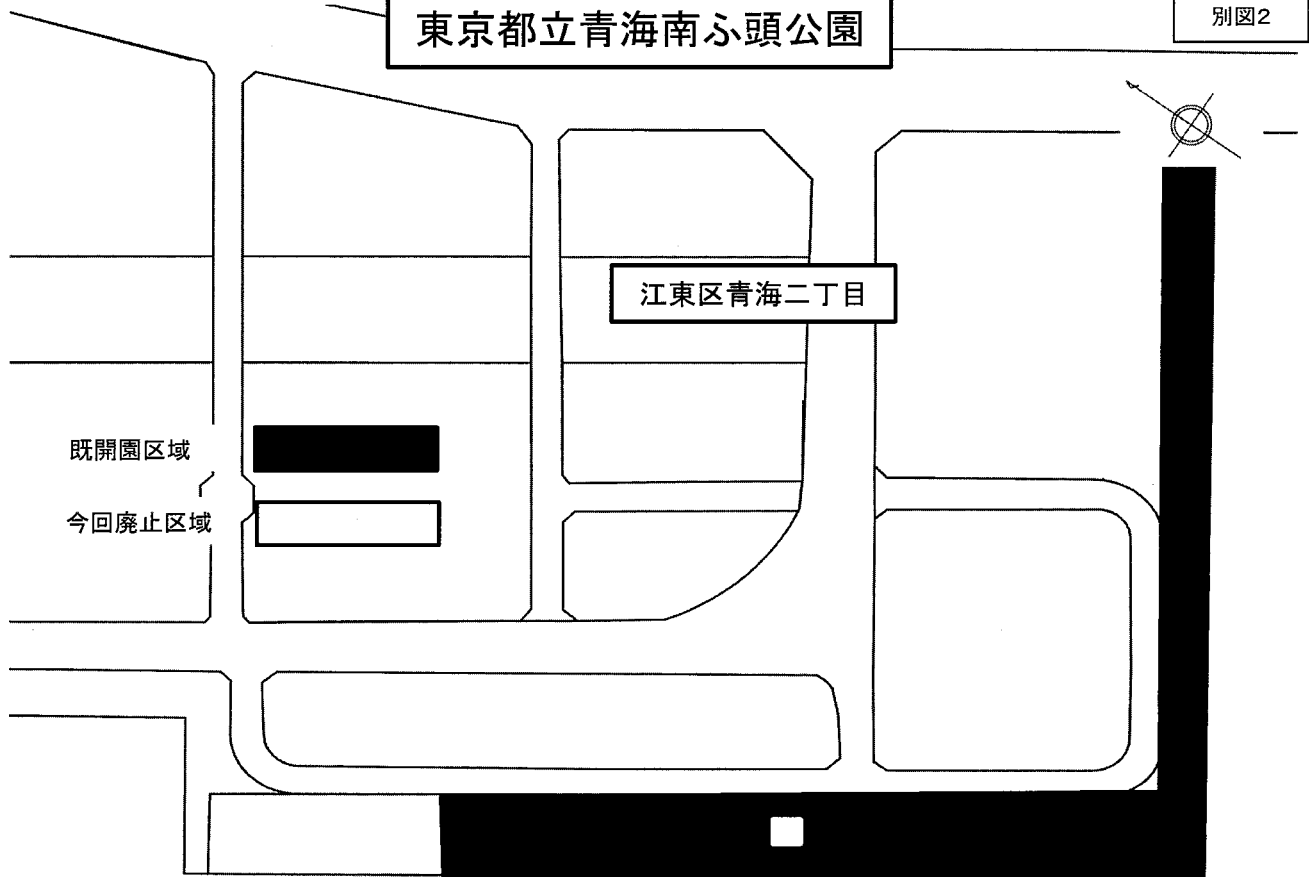
晴海ふ頭公園

別図1



東京都立青海南ふ頭公園

別図2



●東京都告示第五百七十三号

東京都海上公園条例 (昭和五十年東京都条例第七号) 第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明北緑道公園の区域及び面積を次のとおり定める。

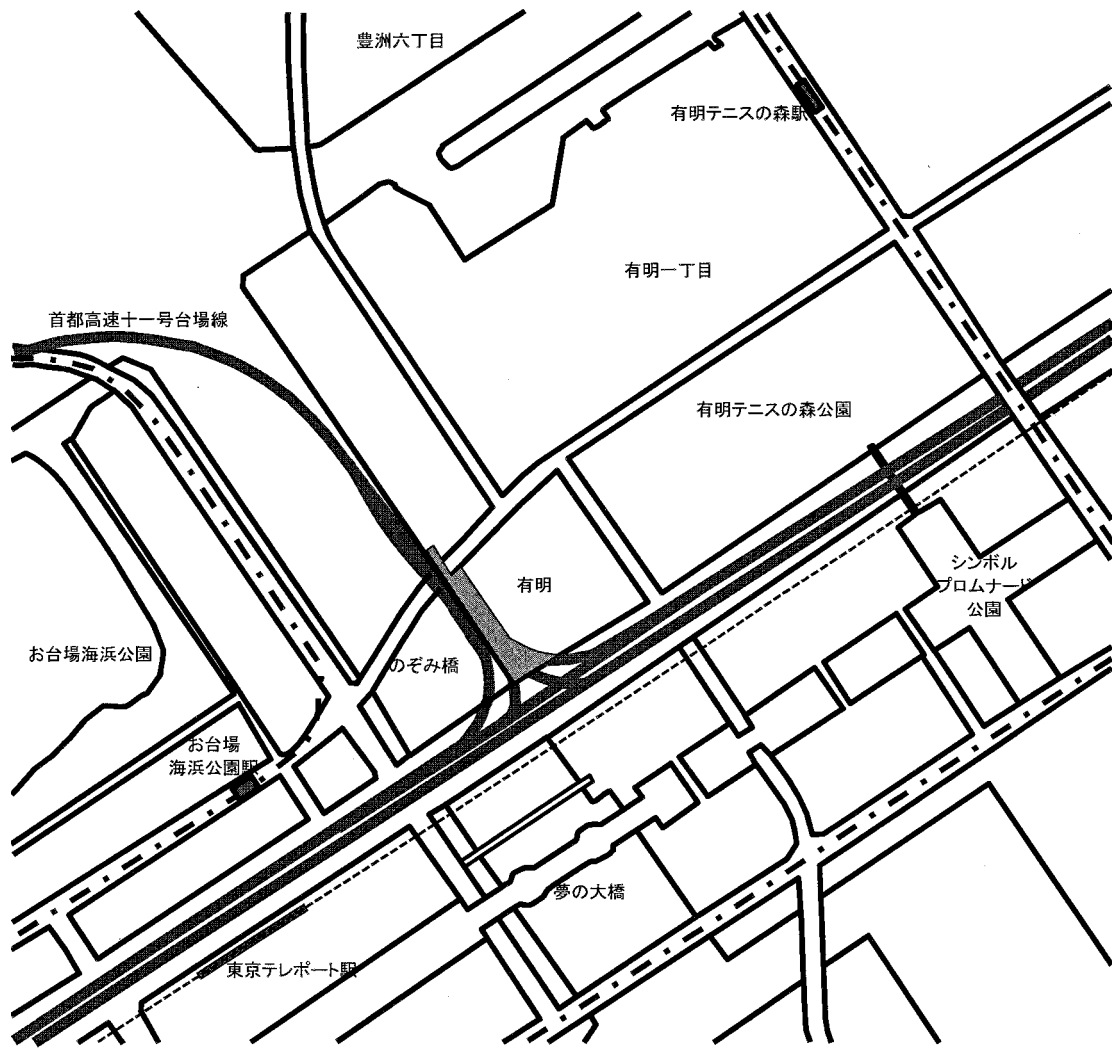
平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 区域 別図のとおり
- 二 面積 八、一〇〇・三〇平方メートル
- 三 設置年月日 平成二十八年四月一日

有明北緑道公園

別図



今回開園区域









欄中「一・〇六」とあるのは「一・〇七」と、同項二十  
 年以上二十五年未満の欄中「一・〇一」とあるのは「一  
 ・〇三」と、同項二十五年以上の欄中「〇・九四」とあ  
 るのは「〇・九六」と、同表平成十一年四月一日から平  
 成十二年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄  
 中「一・〇七」とあるのは「一・〇九」と、同項十五年  
 以上二十年未満の欄中「一・〇五」とあるのは「一・〇  
 七」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇  
 〇」とあるのは「一・〇二」と、同項二十五年以上の欄  
 中「〇・九四」とあるのは「〇・九六」と、同表平成十  
 二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの項十年  
 以上十五年未満の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇  
 九」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・〇五」  
 とあるのは「一・〇七」と、同項二十年以上二十五年未  
 満の欄中「一・〇〇」とあるのは「一・〇二」と、同項  
 二十五年以上の欄中「〇・九四」とあるのは「〇・九  
 六」と、同表平成十三年四月一日から平成十四年三月三  
 十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・〇七」  
 とあるのは「一・〇九」と、同項十五年以上二十年未満  
 の欄中「一・〇五」とあるのは「一・〇七」と、同項二  
 十年以上二十五年未満の欄中「一・〇〇」とあるのは  
 「一・〇二」と、同項二十五年以上の欄中「〇・九四」  
 とあるのは「〇・九六」と、同表平成十四年四月一日か  
 ら平成十五年三月三十一日までの項十年以上十五年未満  
 の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇九」と、同項十  
 五年以上二十年未満の欄中「一・〇五」とあるのは「一  
 ・〇七」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・  
 〇〇」とあるのは「一・〇二」と、同項二十五年以上の

欄中「〇・九四」とあるのは「〇・九六」と、同表平成  
 十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの項十  
 年以上十五年未満の欄中「一・〇六」とあるのは「一・  
 〇七」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・〇  
 七」とあるのは「一・〇九」と、同項二十年以上二十五  
 年未満の欄中「一・〇三」とあるのは「一・〇四」と、  
 同項二十五年以上の欄中「〇・九六」とあるのは「〇・  
 九七」と、同表平成十六年四月一日から平成十七年三月  
 三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・〇  
 七」とあるのは「一・〇八」と、同項十五年以上二十年  
 未満の欄中「一・〇八」とあるのは「一・一〇」と、同  
 項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇四」とあるの  
 は「一・〇五」と、同項二十五年以上の欄中「〇・九  
 七」とあるのは「〇・九九」と、同表平成十七年四月一  
 日から平成十八年三月三十一日までの項十年以上十五年  
 未満の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇八」と、同  
 項十五年以上二十年未満の欄中「一・〇八」とあるのは  
 「一・一〇」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中  
 「一・〇四」とあるのは「一・〇五」と、同項二十五年  
 以上の欄中「〇・九七」とあるのは「〇・九九」と、同  
 表平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで  
 の項十年以上十五年未満の欄中「一・〇七」とあるのは  
 「一・〇八」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一  
 ・〇七」とあるのは「一・〇九」と、同項二十年以上二  
 十五年未満の欄中「一・〇四」とあるのは「一・〇五」  
 と、同項二十五年以上の欄中「〇・九七」とあるのは  
 「〇・九九」と、同表平成十九年四月一日から平成二十  
 年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一

・〇七」とあるのは「一・〇八」と、同項十五年以上二  
 十年未満の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇九」と、  
 同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇四」とある  
 のは「一・〇六」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇  
 〇」とあるのは「一・〇二」と、同表平成二十年四月一  
 日から平成二十一年三月三十一日までの項十年以上十五  
 年未満の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇八」と、  
 同項十五年以上二十年未満の欄中「一・〇七」とあるの  
 は「一・〇九」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中  
 「一・〇四」とあるのは「一・〇六」と、同項二十五年  
 以上の欄中「一・〇〇」とあるのは「一・〇二」と、同  
 表平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日  
 までの項十年以上十五年未満の欄中「一・〇七」とある  
 のは「一・〇八」と、同項十五年以上二十年未満の欄中  
 「一・〇七」とあるのは「一・〇九」と、同項二十年以  
 上二十五年未満の欄中「一・〇四」とあるのは「一・〇  
 六」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇〇」とあるの  
 は「一・〇二」と、同表平成二十二年四月一日から平成  
 二十三年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄  
 中「一・〇七」とあるのは「一・〇八」と、同項十五年  
 以上二十年未満の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇  
 九」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇  
 四」とあるのは「一・〇六」と、同項二十五年以上の欄  
 中「一・〇〇」とあるのは「一・〇二」と、同表平成二  
 十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの項  
 十年以上十五年未満の欄中「一・〇七」とあるのは「一  
 ・〇八」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・〇  
 七」とあるのは「一・〇九」と、同項二十年以上二十五

年未満の欄中「一・〇四」とあるのは「一・〇六」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇一」とあるのは「一・〇二」と、同表平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一八」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一三」とあるのは「一・一五」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇九」とあるのは「一・一一」と、同表平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一八」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一三」とあるのは「一・一五」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇九」とあるのは「一・一一」と読み替えて適用する。

3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十七年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

### 告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第119号  
 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止の許可の申請があり、平成28年2月29日付でこれを許可したので、同条第2項の規定に基づき、

次のとおり告示する。

平成28年3月31日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	廃止する特定講習の種類	廃止年月日
株式会社西多摩自動車学校 羽村市羽4150番地 代表取締役 義山 光浩	普通自動車、及び原動機付自転車免許に係る初心者運転者講習	平成28年3月31日

### 公 告

東京都体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京都体育館の休館日を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室

臨時開館 平成二十八年五月十六日

臨時休館 平成二十八年四月十九日、同月二十日、同年五月二十三日及び同月二十四日

(二) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成二十八年五月十六日

臨時休館 平成二十八年四月十九日、同月二十日、同年五月二十三日、同月二十四日及び同年六月二十一日

理由

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京都体育館の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十八年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため



駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十八年四月四日、同月十一日、同月十八日、同月二十五日、同年五月九日、同月十六日、同月二十三日、同月三十日、同年六月六日、同月十三日及び同月二十七日

(二) 第一球技場

平成二十八年四月一日から同年六月三十日まで

(三) 第二球技場、補助競技場、軟式野球場、硬式野球場及びテニスコート

平成二十八年四月四日、同月十八日、同年五月九日、同月十六日、同年六月六日及び同月十三日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 体育館

臨時開館 平成二十八年六月二十日

臨時休館 平成二十八年四月四日、同年五月九日及び同年六月十三日

(二) 屋内球技場及び弓道場

臨時休館 平成二十八年四月一日から同年六月三十日まで

(三) トレーニングルーム

臨時開館 平成二十八年六月二十日

臨時休館 平成二十八年六月十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成二十八年四月十一日、同月二十五日、同年五月

二日、同月二十三日、同月三十日、同年六月六日、同月二十日及び同月二十七日

午後零時三十分から午後六時三十分まで

(二) 軟式野球場

平成二十八年四月十一日、同月二十五日、同年五月

二日、同月二十三日、同月三十日、同年六月六日、同月二十日及び同月二十七日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) 硬式野球場

平成二十八年四月十一日、同月二十五日、同年五月

二日、同月二十三日、同月三十日、同年六月二十日及び同月二十七日

午後零時三十分から午後九時まで

(四) トレーニングルーム

平成二十八年四月一日から同年六月三十日までの

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

午前九時から午後九時三十分まで

イ 平成二十八年四月一日から同年六月三十日までの

アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

二 理由

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

七十六号) 第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十八年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十八年五月十六日

臨時休館 平成二十八年五月二十三日から同月二十七日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

平成二十八年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート(夜間照明設備を備えているもの)

ア 平成二十八年四月二日、同月三日、同月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月二十九日から同年五月一日まで、

同月三日から同月八日まで、同月十四日、同月十五日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日、同月二十九日、同年六月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日、同月十九日、同月二十五日及び同月二十六日

午前七時から午後九時まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)

ア 平成二十八年四月二日、同月三日、同月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月二十九日から同年五月一日まで、

同月三日から同月八日まで、同月十四日、同月十五日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日、同月二十九日、同年六月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日、同月十九日、同月二十五日及び同月二十六日

午前七時から午後九時まで

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日



三月三十一日まで

(二) 利用時間 午前七時から午後五時まで

(三) 理由 都民サービス向上のため

八 若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス

(一)ア 期間 平成二十八年四月一日から同年九月三十日まで

イ 利用時間 午前六時三十分から午後六時三十分まで

ウ 理由 都民サービス向上のため

(二)ア 期間 平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日まで

イ 利用時間 午前六時三十分から午後五時三十分まで

ウ 理由 都民サービス向上のため

正 誤

○平成二十八年三月二十九日付東京都下水道局管理規程第二十四号

ページ	一段	一行	一	誤	一	正
増刊	26					
九	下					
		七		改め、同項第三号中「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万六千」に改め		改め

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一〇〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社

電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号

〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

